

## 高槻市養育費の履行確保等支援事業について

母子家庭の母・父子家庭の父が、養育費の取り決めを行い、その養育費に関する公正証書等を作成した場合や、保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、対象費用を支給します。（上限あり）  
 ※公正証書等を作成した日または保証契約を締結した日から、1年以内に申請が必要です。

### 公正証書等作成費用支援事業

養育費に関する公正証書等（公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書）の作成に必要な費用について支給します。



#### 【申請できる方の要件】

市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父であって、次の要件のすべてを満たす方です。

- ① 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方（養育費を受け取る側であること）
- ③ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ④ 過去に同内容の公正証書等に係る補助金等を受給していない方

#### 【支給対象経費】

- ・公証人手数料（養育費の取り決めに係る部分に限る）
- ・家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代
- ・裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）
- ・戸籍謄本等の添付書類取得費用（養育費に係るものに限る）
- ・連絡用の郵便切手代

#### 【支給額】

支給対象経費の全額

#### 【申請に必要なもの】

- ① 養育費の履行確保等支援事業支給申請書兼請求書（高槻市指定様式）
- ② 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（発行日から3ヶ月以内）  
 ※児童扶養手当を申請している方は不要
- ③ 支給対象となる経費の領収書等
- ④ 養育費の取り決めをした文書（公正証書、調停調書、判決書等）  
 ※公正証書は強制執行認諾約款の記載のあるもの
- ⑤ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード（確認のみ）
- ⑥ 本人確認書類（確認のみ）

## 保証契約における保証料支援事業

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用の一部を支給します。



### 【申請できる方の要件】

市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父であって、次の要件のすべてを満たす方です。

- ① 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方（養育費を受け取る側であること）
- ③ 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ④ 過去に同内容の債務名義に係る補助金等を受給していない方

### 【支給対象経費】

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用（養育費の1ヶ月分の額を上限）

### 【支給額】

支給対象経費のうち、本人が負担した費用と5万円のいずれか少ない方

### 【申請に必要なもの】

- ① 養育費の履行確保等支援事業支給申請書兼請求書（高槻市指定様式）
- ② 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（発行日から3ヶ月以内）  
※児童扶養手当を申請している方は不要
- ③ 支給対象となる経費の領収書等
- ④ 養育費の取り決めをした文書（公正証書、調停調書、判決書等）  
※公正証書は強制執行認諾約款の記載のあるもの
- ⑤ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）
- ⑥ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード（確認のみ）
- ⑦ 本人確認書類（確認のみ）

### 【詳しくは下記までお問い合わせください】

高槻市子ども未来部子ども政策課ひとり親家庭支援チーム  
高槻市役所 総合センター7階  
電話072-674-7832